

一般社団法人日本漢方交流会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、名称を一般社団法人日本漢方交流会と称する。

(目的)

第2条 当法人は、東洋医薬学の研鑽並びに啓蒙普及と発展に努め、あわせて会員相互の親睦を図り、もって国民の健康維持増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 年1回の全国学術大会の開催
- (2) 東洋医薬学普及のための研究会及び学習会の開催
- (3) 東洋医薬学の正しい理解を普及し、健全な発展をはかるため必要な啓蒙宣伝活動
- (4) 国内外の東洋医薬学研究団体との連絡・協力
- (5) 和漢薬・生薬の総合的な研究・活用
- (6) 優良漢方図書の紹介並びに普及
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第4条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載して行う。

(機関の設置)

第6条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 基 金

(基金の総額)

第7条 当法人の基金（代替基金を含む）の総額は金1,000万円とする。

(基金の拠出費の権利に関する規定)

第8条 当法人の基金は解散するときまで返還しない。

(基金の返還の手続)

第9条 定時総会においては、返還すべき基金の総額についてのみ決議をし、その後の具体的な基金の返還に関する事項については、理事会が決定する。

第3章 会 員 等

(会員の意義)

第10条 当法人においては、一般社団法人法第10条の「社員」を「会員」と称する。

(会員の氏名及び住所)

第11条 会員の氏名及び住所は、別紙会員名簿記載の通りである。

(種別)

第12条 当法人の会員以外の構成員は次の通りとする（以下これらの者及び会員をまとめて「会員等」という）。

賛助会員 当法人の目的に賛同し、当法人の事業を援助する研究団体または法人。

(入会)

第13条 当法人の目的に賛同し、当法人の会員になろうとする者は、当法人の会員2名以上の推薦を得て、入会申込書に入会金及び当該年度の会費を添えて理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならぬ。

(入会金及び会費)

第14条 当法人の入会金は次の通りとする。

- (1) 会員10,000円
- (2) 賛助会員10,000円以上
- 2 当法人の会費は細則にて定める。
- 3 既納の入会金及び会費は、いかなる理由があっても返還しない。
- 4 学生である会員等の入会金及び会費については細則にて定める。

(会員の事業参加)

第15条 当法人の会員は、会誌の配布を受け当法人の事業に参加することができる。

(資格の喪失)

第16条 会員等は、次の事由により、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年後見開始の審判又は破産の宣告を受けたとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は法人若しくは団体である会員等が解散したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第17条 会員等が退会しようとするときは、理由を付して退会届を事務局に提出し、理事会の承認を経ねばならない。

(除名)

第18条 会員が次の各号の一項目以上に該当するときは、理事会又は総会の決議を経て除名することができる。

- (1) 当法人の名誉を傷つけ、または当法人の目的に違反する行為があったとき
- (2) 当法人の会員としての義務に違反したとき
- (3) 会費を1年以上滞納したとき

第4章 役員及び職員

(役員)

第19条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 理事 15名以上25名以内（内理事長1名、副理事長若干名、会計1名）
- (3) 監事 2名

(役員の選任)

第20条 当法人の役員は総会で選任する。

- (1) 当法人の会長は当法人内外の有識者の中から理事会の推挙により総会の議を経て選任する。
- (2) 理事は、当法人の会員の中から選出し、総会の議を経て選任するが、必要ある時には、社員以外の者から選任することを妨げない。選任手続の詳細については別途定める。
- (3) 理事長、副理事長及び会計は理事の互選により決する。
- (4) 監事の選出は、理事会の推挙により総会の議を経て選任する。

(会長の職務)

第21条 会長は、当法人の代表権を有しない。

- (2) 会長は、主に外部折衝などの対外的活動の任に当たる。

(理事の職務)

第22条 理事長は、当法人を代表し、会務の総括及び執行の責に任じ、理事会を統括する。

- (2) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時は、理事会において予め定めた順序に基づきこれを代理する。
- (3) 会計は、会計業務に従事し、会計を処理する。
- (4) 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるもの、下記に定める事項のほか、当法人の総会において決議された事項を執行する。
 - ①総会に提出する議案に関する事項等。
 - ②その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認めたる事項等。

(監事の職務)

第23条 監事は、当法人の業務及び会計を監査する。

(役員の任期)

第24条 当法人の理事の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、最初の理事の任期は、1年とする。

2 当法人の監事の任期は就任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。ただし、最初の監事の任期は、就任後最初に終了する事業年度に関する定時会員総会の終結の時までとする。

3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員の解任)

第25条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会の決議又は、総会の三分の二以上の賛成で、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行の任にたえられないと認められるとき
- (2) その他一身上の都合により職務執行の任にたえられないと認められるとき
- (3) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(役員の報酬)

第26条 役員に対する報酬は、総会の決議をもってこれを定める。

2 役員に対する実費は、細則でこれを定める。

(顧問及び相談役)

第27条 当法人に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、相談役は当法人に功労のある者のうちから、理事会の議決を経て、理事長が委託する。

(職員)

第28条 当法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。

2 職員は、理事会の議決を経て理事長が任免する。

3 職員の給料は有給とし別に定める。

第5章 会議

(理事会の招集等)

第29条 理事会は、毎年3回以上理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたとき、又は理事現在数の三分の二以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求があつた日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は、理事長又は理事長の指名する者とする。

(理事会の定足数等)

第30条 理事会は、理事現在数の三分の二以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することがで

きない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意見を表示した者及び委任状を提出した者は出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除き、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の議決事項)

第31条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 会務の執行に関する事項
- (2) 総会に提出する議案
- (3) その他理事長が必要と認めた事項

(総会の招集)

第32条 定時総会は、事業年度終了後2か月以内に理事長が招集する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたときは、理事長が招集する。

3 前項のほか、会員現在数の5分の1以上の者から会議に付議すべき事項を示して、総会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は、当該総会の日から少なくとも14日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知せねばならない。

(総会の議長)

第33条 総会の議長は、理事長又は理事長の指名する者とする。

(総会の定足数等)

第34条 会員総会は、会員現在数の4分の1以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき、書面をもってあらかじめ意思表示した者及び委任状を提出した者は出席者とみなす。

2 会員総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除き、会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第35条 会員総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 財産目録についての事項
- (4) その他当法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めたる事項

(会員への通知)

第36条 会員総会の議事の要領及び議決した事項は、会員に通知する。

(議事録)

第37条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席した理事が署名押印の上、これを保存する。

(委員会の設置)

第38条 本会には、理事会の議決により委員会を設けることができる。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 当法人の資産は、次の通りとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入

- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第40条 当法人の資産を分けて基本財産と運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第41条 当法人の資産は、理事長の責務において会計がこれを分掌管理する。

- 2 基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等、的確な方法により管理する。

(基本財産の処分の制限)

第42条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、当法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会の議決を経、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第43条 当法人の事業遂行に要する経費は、運用財産を持って支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第44条 当法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会及び総会の議決を経なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

- 2 前項の規定にもかかわらず、やむを得ない事情により、同項に規定する総会を開催することができないときは、総会の議決を省略することができる。この場合においては、翌事業年度開始後最初に開催される総会において、その承認を得なければならない。

(収支決算)

第45条 当法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、事業報告書、財産増減事由及び会員の異動状況書とともに、監事の意見をつけ、理事会及び総会の承認を受けなければならない。

- 2 当法人の収支決算に剩余金があるときは、理事会の議決及び総会の承認を得て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第46条 当法人が金員を借り入れようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経なければならない。

(新たな義務の負担等)

第47条 第41条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、当法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第48条 当法人事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。ただし、当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成15年9月30日までとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会の特別決議を経なければ変更することができない。

(解散)

第50条 当法人の解散は、総会の特別決議を経なければならない。

(残余財産の処分)

第51条 当法人の解散に伴う残余財産は、総会において3分の2以上の議決を経て、当法人の目的に類似する目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第8章 梯 則

(書類及び帳簿の備付等)

第52条 当法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代える書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 定款
- (2) 会員の名簿
- (3) 役員及び他の職員の名簿
- (4) 財産目録
- (5) 資産台帳及び負債台帳
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 理事会及び会員総会の議事に関する書類
- (8) 処務日誌
- (9) 官公署往復書類
- (10) その他必要な書類及び帳簿

2 前項の書類及び帳簿は、永久保存としなければならない。ただし、前項第6号の帳簿は10年以上、同項第8号及び9号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

(細則)

第53条 この定款の施行についての細則及び規定は、必要により理事会及び総会の議決を経て別に定める。

平成21年11月22日（定款一部変更）

1) 中間法人法変更の解消のため、本法人すべての有限責任中間法人日本漢方交流会の名称を一般社団法人日本漢方交流会と改名する。

2) 新条項として

（機関の設置）

当法人は、理事会及び監事を置く。

新条項を第6条として追加。

この定款は、当法人の定款の原本に相違ありません。

令和3年10月10日

一般社団法人日本漢方交流会
代表理事 金子吉一



理事 鉄村 努



理事 夜久泰造



理事 犬伏壮一郎

